

告 示

埼玉県告示第九百七十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定により、次の認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項の規定により公示する。

令和六年八月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

特定非営利活動法人三郷早稲田ライフサポートネット

二 代表者の氏名

古賀 史朗

三 主たる事務所の所在地

埼玉県三郷市早稲田七丁目一番地七

四 更新後の認定の有効期間

令和六年十一月十二日から令和十一年十一月十一日まで